

「使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則」の一部を改正する省令案に対する意見について  
パブリックコメントで寄せられたご意見の概要及びそれに対する考え方

番号	該当箇所	意見 件数	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	省令第9条第2号へのリチウムイオン電池等の追加	1	改正案に賛成いたします。HEV、EVの普及に従い、鉛蓄電池に代わる多様な蓄電池を搭載した車両の解体業務が行われることに的確に対応できる根拠ができた。	改正案の内容に賛同する御意見として承ります。
2	省令第9条第2号へのリチウムイオン電池等の追加	1	使用済自動車の適正処理工程において、安全性を確保するためにリチウムイオン電池等を事前回収物品に追加することは、合理的と考えます。	改正案の内容に賛同する御意見として承ります。
3	省令第9条第2号へのリチウムイオン電池等の追加	1	取外されたリチウムイオン電池等が確実に、安全かつ合理的に再資源化・再利用されることが肝要。そのために、自動車メーカー等が用意している回収スキームの活用も一案と考えます。	今回の改正により、解体業者には取り外されたリチウムイオン電池等を、技術的かつ経済的に可能な範囲で、再資源化を自ら行うか、又は当該再資源化を業として行うことができる者に引き渡す義務が課せられます。その中で、自動車メーカー等が用意している回収スキームも活用されるものと考えます。
4	省令第9条第2号へのリチウムイオン電池等の追加	2	事前回収物品として、リチウムイオン電池及びニッケル・水素電池を追加するのみでは、自動車解体業者が、廃車の破砕前に電池を取り外すことを義務化することのみです。破砕前に電池を取り外すことを義務化することは必要であり、賛成ですが、そのみでは、安全性確保には不十分です。リチウムイオン電池については、法的拘束力のある、指定回収物品化が、必要と考えます。是非とも、リチウムイオン電池の指定回収物品化を御願い致します	今回の改正により、解体業者には、解体自動車を破砕工程に引き渡す前にリチウムイオン電池等を取り外す義務が課されるとともに、取り外されたリチウムイオン電池等を、技術的かつ経済的に可能な範囲で、再資源化を自ら行うか、又は当該再資源化を業として行うことができる者に引き渡す義務も課せられます。また、リチウムイオン電池等の取り外し回収にあたっては、各自動車メーカーにて独自に取外マニュアルを作成しホームページに公開する等、安全な取り外し回収の徹底に努めているところです。さらに、リチウムイオン電池等を取り扱う際には、労働安全衛生法第59条第3項に基づき、低圧電気取扱業務に関する特別教育の受講が義務づけられております。このことから、取り外し回収時の安全性は確保されているものと考えます。
5	省令第9条第2号へのリチウムイオン電池等の追加	1	省令第9条第2号の改正案に続けて、「リチウムイオン電池については、取り外し後も適切な取扱いがされるよう配慮する」旨の文言を追記する。	今回の改正により、解体業者には、取り外されたリチウムイオン電池等を、技術的かつ経済的に可能な範囲で、再資源化を自ら行うか、又は当該再資源化を業として行うことができる者に引き渡す義務が課せられるため、法律の概念上「適切な取扱い」をすることは含まれております。
6	省令第9条第2号へのリチウムイオン電池等の追加	1	改定案ではリチウムイオン電池及びニッケル・水素電池を自ら再資源化を行うか、又当該再資源化を業とするものに引き渡すとあるがこれに「再利用を含む」と追加記載を願いたい。	法第2条第9項第1号に規定されているとおり、「再資源化」とは、使用済自動車等の、全部又は一部を原材料又は部品その他製品の一部として利用することができる状態にする行為であることから、既に「再利用」の概念は含まれております。